

特別振替機関の監督に関する命令

(平成十四年十二月六日内閣府・法務省・財務省令第一号)

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特別振替機関の監督に関する命令を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第二章 特別振替機関（第二条一第四十三条）

第三章 雑則（第四十四条・第四十五条）

附 則

第一章 総則

（定義）

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 社債等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。
- 二 振替機関 法第二条第二項に規定する振替機関をいう。
- 三 特別振替機関 振替機関のうちその業務規程において国債を取り扱うこととしているものをいう。
- 四 加入者 法第二条第三項に規定する加入者をいう。
- 五 口座管理機関 法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。
- 六 振替業 法第三条第一項に規定する振替業をいう。
- 七 業務規程 法第三条第一項第五号に規定する業務規程をいう。
- 八 機関口座 法第十二条第二項に規定する機関口座をいう。
- 九 特定合併 法第二十五条第一項に規定する特定合併をいう。
- 十 特定合併後の振替機関 法第二十五条第二項に規定する特定合併後の振替機関をいう。
- 十一 新設分割 法第二十七条第一項に規定する新設分割をいう。
- 十二 設立会社 法第二十七条第二項に規定する設立会社をいう。
- 十三 吸収分割 法第二十九条第一項に規定する吸収分割をいう。
- 十四 承継会社 法第二十九条第二項に規定する承継会社をいう。
- 十五 事業譲渡 法第三十一条第一項に規定する事業譲渡をいう。
- 十六 譲受会社 法第三十一条第二項に規定する規定による譲受会社をいう。
- 十七 加入者集会 法第三十三条に規定する加入者集会をいう。
- 十八 短期社債 法第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。

第二章 特別振替機関

(指定の申請等)

第二条 法第三条第一項の指定を受けようとする者（その業務規程において国債を取り扱うこととしている者に限る。）は、法又はこの命令の規定により内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣に提出する指定申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 法第四条第一項の指定申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、振替業を開始する時期を記載するものとする。

3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法

（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第二十四条第一号及び第二十七条を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。

以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（特別振替機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（特別振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第二十条から第二十三条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

四 取締役及び監査役の履歴書

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面

（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

七 振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

八 特別振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書類

第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 申請者の商号
 - 二 申請年月日

（減資の認可申請）

第四条 特別振替機関は、法第六条第一項の規定により資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本金の額
 - 二 減資後の資本金の額
 - 三 減資予定年月日
 - 四 減資の内容
- 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 資本金の額の減少の方法を記載した書面
 - 三 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - 四 最終の貸借対照表

（増資の届出）

第五条 特別振替機関は、法第六条第二項の規定により資本金の額の増加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

- 一 増資前の資本金の額
 - 二 増資後の資本金の額
 - 三 増資予定年月日
 - 四 増資の内容
- 2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 資本金の額の増加の方法を記載した書面
 - 二 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

（兼業の承認申請）

第六条 特別振替機関は、法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）

- 二 兼業業務の開始予定年月日
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
 - 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
 - 三 兼業業務の運営に関する規則
 - 四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

第七条 特別振替機関は、法第九条第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

- 一 廃止したその業務の内容
- 二 廃止した年月日
- 三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

第八条 特別振替機関は、法第十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地
- 二 委託する業務の内容及び範囲
- 三 委託の期間
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 業務の委託契約の内容を記載した書面
 - 三 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
 - 四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
 - 五 受託者の登記事項証明書
 - 六 受託者の定款
 - 七 委託する業務の実施方法を記載した書面
 - 八 受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）及び損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又はこれらに代わる書面
 - 九 受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面
 - 十 受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面並びに当該会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務の一部委託の承認基準）

第九条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一 業務の委託契約に、受託者が当該業務を他の者に委託しない旨の条件が付されていること。

二 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。

三 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。

四 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

五 受託者の取締役、会計参与及び監査役が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

（業務規程の記載事項）

第十条 法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 振替業を行う時間及び休日に関する事項

二 振替業において取り扱う社債等についての当該社債等の発行者の同意に関する事項

三 振替口座簿に記載し、若しくは記録されている事項を証明した書面の作成及び交付又は電磁的方法による当該事項に係る情報の提供に関する事項

四 機関口座に関する事項

五 法第十二条第一項又は法第四十四条第二項の規定による口座の開設の手続に関する事項

六 信託の記載又は記録に関する事項

七 手数料に関する事項

八 業務の一部委託に関する事項

九 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ 法第四十四条第一項の規定による口座の開設の手続に関する事項

ロ 口座管理機関において、振替口座簿に記載し、若しくは記録されている事項を証明する場合における当該事項を証明した書面の作成及び交付又は電磁的方法による当該事項に係る情報の提供に関する事項

十 その他振替業に関し必要な事項

第十一条 削除

(口座の開設)

第十二条 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項若しくは第二項の申出をしようとする者が第十条第五号又は第九号イの手續に際して特別振替機関又は口座管理機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。

(帳簿書類等の作成及び保存)

第十三条 法第十五条の規定により特別振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。

2 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十四条 法第十六条第一項の規定による特別振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告とする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 有形固定資産明細表
- 二 諸引当準備金明細表
- 三 その他諸勘定明細表
- 四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、事業年度経過後三月以内に金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第十五条 特別振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更（加入者保護信託に係る事項の変更を除く。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 定款又は業務規程の新旧対照表
- 三 株主総会の議事録（業務規程の変更の認可申請書にあっては、取締役会の議事録）その他必要な手續があったことを証する書面
- 四 その他参考となるべき書類

(定款又は業務規程の変更認可基準)

第十六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であると認められるときは、これを認可するものとする。

(商号等の変更の届出)

第十七条 特別振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ロ 取締役、執行役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ 取締役、執行役又は監査役の履歴書

ニ 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

三 法第四条第一項第五号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ロ 会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(事故)

第十八条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一 特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人（法第十条第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。）が法令又は当該特別振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

二 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、振替業（口座管理機関として行うものを含む。）の全部又は一部を停止すること。

2 特別振替機関は、前項各号に掲げる事故があったことを知ったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告するものとする。

一 事故が発生した営業所の名称

二 事故を起こした取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行

うべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 事故の概要

3 特別振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告するものとする。

一 事故の詳細

二 改善策

（立入検査の証明書）

第十九条 法第二十条第二項の規定により特別振替機関の営業所に対して立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員にあつては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）第一項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあつては別紙様式一によるものとし、財務省の職員にあつては別紙様式二によるものとする。

（特定合併の認可申請）

第二十条 特別振替機関は、法第二十五条第一項の規定による特定合併の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

一 特定合併予定年月日

二 特定合併の方法

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 理由書

二 特定合併の手続を記載した書面

三 特定合併の当事者の登記事項証明書

四 特定合併の当事者の会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項及び第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五 加入者集会の議事録

六 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 特定合併後の振替機関が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 特定合併後の振替機関の定款

九 特定合併後の振替機関の業務規程

十 特定合併後の振替機関の収支の見込みを記載した書類

十一 特定合併後の振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 特定合併後の振替機関の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

- 十四 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の履歴書
 - 十五 特定合併後の振替機関が会計参与設置会社である場合にあっては、特定合併後の振替機関の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）
 - 十六 特定合併後の振替機関の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
 - 十七 特定合併後の振替機関における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
 - 十八 特定合併後の振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面
 - 十九 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（新設分割の認可申請）

- 第二十一条 特別振替機関は、法第二十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。
- 一 新設分割予定年月日
 - 二 新設分割の方法
- 2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。
- 一 理由書
 - 二 新設分割の手続を記載した書面
 - 三 新設分割の当事者の登記事項証明書
 - 四 新設分割の当事者の会社法第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
 - 五 加入者集会の議事録
 - 六 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書
 - 七 設立会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
 - 八 設立会社の定款
 - 九 設立会社の業務規程
 - 十 設立会社の収支の見込みを記載した書類
 - 十一 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - 十二 設立会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
 - 十三 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 十四 設立会社の取締役及び監査役の履歴書
 - 十五 設立会社が会計参与設置会社である場合にあっては、設立会社の会計参与の住

民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十六 設立会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

十七 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十八 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（吸収分割の認可申請）

第二十二条 特別振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

一 吸収分割予定年月日

二 吸収分割の方法

2 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 理由書

二 吸収分割の手続を記載した書面

三 吸収分割の当事者の登記事項証明書

四 吸収分割の当事者の会社法第七百八十三条第一項及び第七百九十五条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

五 加入者集会の議事録

六 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 承継会社の定款

九 承継会社の業務規程

十 承継会社の収支の見込みを記載した書類

十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十四 承継会社の取締役及び監査役の履歴書

十五 承継会社が会計参与設置会社である場合にあつては、承継会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革

を記載した書面)

十六 承継会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

十七 承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十八 承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

（事業譲渡の認可申請）

第二十三条 特別振替機関は、法第三十一条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

一 事業譲渡予定年月日

二 事業譲渡の方法

2 法第三十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 理由書

二 事業譲渡の手続を記載した書面

三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

四 事業譲渡の当事者の会社法第四百六十七条第一項の規定による株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

五 加入者集会の議事録

六 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 譲受会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 譲受会社の定款

九 譲受会社の業務規程

十 譲受会社の収支の見込みを記載した書類

十一 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 譲受会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十四 譲受会社の取締役及び監査役の履歴書

十五 譲受会社が会計参与設置会社である場合にあつては、譲受会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十六 譲受会社の取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載し

た書面

十七 譲受会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十八 譲受会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

(招集通知に記載すべき事項)

第二十四条 法第三十四条第二項に規定する書面をもってする通知には、同条第四項及び法第三十八条第二項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 加入者が保有する議決権の数及び議決権の総数

二 議案が法第二十六条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 特定合併を必要とする理由

ロ 特定合併の合併契約の内容

ハ 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

三 議案が法第二十八条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 新設分割を必要とする理由

ロ 新設分割の分割計画の内容

ハ 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

四 議案が法第三十条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 吸収分割を必要とする理由

ロ 吸収分割の分割契約の内容

ハ 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

五 議案が法第三十二条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 事業譲渡を必要とする理由

ロ 事業譲渡の譲渡契約の内容

ハ 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

六 その他参考となるべき事項

(電磁的方法による招集通知の発出)

第二十五条 特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの

イ 特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特別振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

- 2 前項第一号に掲げる方法は、同号の加入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項の規定による承諾を得た特別振替機関は、その加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該加入者に対し、招集の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該加入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 4 法第三十四条第三項に規定する主務省令で定める方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。

(電磁的方法による招集通知に記録すべき事項)

第二十六条 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるものは、第二十四条各号に掲げる事項とする。

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録（以下「議決権行使記録」という。）に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

- 2 前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
- 3 議決権行使記録には、第一項に規定する記録のない議決権行使記録の提供を受けたときは、議案に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があったものとして取り扱う旨を記録することができる。
- 4 議決権行使記録には、議決権を行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の数を記録し、当該加入者が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。第三十二条第一項において同じ。）をすることができる措置を執らなければならない。

(電磁的方法による議決権の行使に係る再請求)

第二十八条 特別振替機関は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法

第三百二条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、法第三十四条第三項の承諾をしなかった加入者に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た特別振替機関は、前項の加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該加入者に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該加入者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（電磁的方法による議決権の行使に係る特別振替機関の承諾）

第二十九条 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該特別振替機関に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 3 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める時は、加入者集会の日時の直前の事業時間の終了時（特定の時（加入者集会の日時以前の時であって、法第三十四条第二項の通知の時から二週間を経過したとき以後の時に限る。）をもって電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）による議決権の行使を期限とする旨を定めるときは、その特定の時）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三十条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第五項に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録（第二十七条第二項に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（代理人による議決権の行使）

第三十一条 加入者又はその代理人は、法第三十九条において読み替えて準用する会社法第三百十条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た加入者又はその代理人は、同項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による情報の提供を受けない旨の申出があったときは、当該特別振替機関に対し、同項の情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十二条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第一項第一号ハに掲げる情報を記録したものとし、電子署名をすることができる措置をとらなければならない。

2 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第三項第二号に規定する主務省令で定める方法は、第三十条に規定する方法とする。

(解散等の認可申請)

第三十三条 特別振替機関は、法第四十条の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面）

三 資産及び負債の内容を明らかにした書類

四 振替業の結了の方法を記載した書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(指定失効の届出)

第三十四条 特別振替機関であった者又は一般承継人（以下「旧特別振替機関等」という。）は、法第四十一条第二項の規定により届出をしようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した書面に同表下欄に定める書類を添付し、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

(振替業の結了の通知)

第三十五条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を当該振替業に係る社債等の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替業の結了の届出)

第三十六条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

第三十七条 加入者又は法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者は、特別振替機関に対して同条の規定による請求をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより、

請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該特別振替機関に提供しなければならない。

一 第二十五条第一項第一号に掲げる方法

二 書面を提出する方法

- 2 法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定による請求をするときは、当該請求において、当該利害関係を明らかにする資料を提出しなければならない。

（電磁的方法による情報の提供）

第三十七条の二 法第二百七十七条に規定する主務省令で定める方法は、第二十五条第一項第一号に掲げる方法とする。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

（届出事項）

第三十八条 特別振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

一 特別振替機関の代表者の氏名に変更があったとき。

二 第二条第三項第六号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき（当該変更が特別振替機関の取締役又は執行役の氏名の変更による場合を除く。）。

三 第二条第三項第八号に掲げる書面の記載事項に変更があったとき。

四 第六条第二項第一号に掲げる書類の記載事項に変更があったとき。

五 第八条第一項第一号に掲げる記載事項又は同条第二項第二号、第六号若しくは第七号に掲げる書類の記載事項に変更（同項第六号に掲げる書類の記載事項の変更にあっては、当該変更が軽微なものを除く。）があったとき。

六 業務規程に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したとき。

- 2 前項の規定による届出を行う特別振替機関は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表下欄に定める書類を添付しなければならない。

（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）

第三十九条 第二条第一項の規定は、法第四十七条第一項の指定を受けようとする日本銀行について準用する。

- 2 法第四十七条第三項において準用する法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 日本銀行の役員の担当業務を記載した書面

二 振替業に関する知識及び経験を有する職員の確保の状況並びに当該職員の配置の状況を記載した書面

三 日本銀行の事務の機構及び分掌を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

（日本銀行に適用される規定の読替え）

第四十条 法第四十八条の規定により振替機関とみなされる場合におけるこの命令の規

定（第四条から第七条まで、第十四条、第十五条第二項第三号、第十七条第二項第二号及び第三号、第十九条から第二十二号まで、第二十四条第二号から第四号まで、第三十三号並びに第三十八条第一項第一号から第四号までの規定を除く。）の適用については、第十五条及び第十六条中「定款又は業務規程」とあるのは「業務規程」と、第十七条第一項中「法第四条第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは「法第四十七条第三項において読み替えて準用する法第四条第一項第一号又は第三号」と、第十八条第一項第一号中「特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人」とあるのは「日本銀行の役員若しくは職員又は日本銀行に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役若しくは使用人」と、同条第二項第二号中「取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人」とあるのは「日本銀行の役員若しくは職員又は日本銀行に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役若しくは使用人」と、第二十三条第二項第四号及び第六号並びに第二十四条第五号ハ中「事業譲渡の当事者」とあるのは「譲受会社」と、第三十四条中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第三十八条第二項中「別表第二」とあるのは「別表第四」とする。

第四十一条 法第四十八条において読み替えて適用する法第十六条第一項の規定による日本銀行が作成すべき業務に関する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 振替業の状況
- 二 振替業の状況に関し参考となるべき事項

2 第十四条第三項の規定は、前項の業務に関する報告書について準用する。

第四十二条 削除

第四十三条 第二十三条の規定（第二項第七号、第八号、第十号から第十五号まで及び第十八号の規定を除く。）は、法第五十条において準用する法第三十一条第一項に規定する特別振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第二十三条第二項第四号及び第六号中「事業譲渡の当事者」とあるのは「特別振替機関」と、同項第十六号中「取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）」とあるのは「役員」と、同項第十七号中「使用人」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）

第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十九条

の十二第一項に規定する短期投資法人債、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。

一 短期社債等の銘柄

二 短期社債等の発行残高

2 前項の「短期外債」とは、振替外債（法第二百二十七条において準用する法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債をいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一 円建てで発行されるものであること。

二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（標準処理期間）

第四十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第三条第一項又は法第四十七条第一項の指定 二月

二 法第六条第一項、法第十七条（法第四十八条において読み替えて適用する場合を含む。）、法第二十五条第一項、法第二十七条第一項、法第二十九条第一項、法第三十一条第一項（法第四十八条において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは法第四十条の認可又は法第九条第一項ただし書若しくは法第十条第一項（法第四十八条において適用する場合を含む。）の承認 一月

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間